官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働一一〇五）　一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同一一〇六）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一〇九）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一一一五五）　五
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一一一五六）　六
〔人事異動〕
内閣　警察庁　法務省　最高裁判所　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（鳥取労働局最低工賃公示一）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配六一）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定、特定保険募集人の所在の確知等関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一九

法規的告示

○厚生労働省告示第二百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月二十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	経鼻弱毒生インフルエンザワクチン
1・2　（略）	1・2　（略）
3　試験	3　試験
3．1　シードロットの試験	3．1　シードロットの試験
3．1．1　遺伝的安定性試験	3．1．1　遺伝的安定性試験
発育鶏卵で5代継代培養し，最終継代ウイルスの遺伝子配列を適当な方法により解析するとき，既知の遺伝子座において低温馴化，温度感受性又は弱毒性表現型に影響するアミノ酸変異を認めてはならない．この試験に適合しない場合にあっても，最終継代ウイルスについて3．3．2を準用した表現型試験に適合するときは，この試験に適合とみなす．	発育鶏卵で5代継代培養し，最終継代ウイルスの遺伝子配列を適当な方法により解析するとき，既知の遺伝子座において低温馴化，温度感受性又は弱毒性表現型に影響するアミノ酸変異を認めてはならない．この試験に適合しない場合にあっても，最終継代ウイルスについて3．3．2及び3．3．3を準用した弱毒性試験及び表現型試験に適合するときは，この試験に適合とみなす．
3．2　（略）	3．2　（略）
3．3　原液の試験	3．3　原液の試験
3．3．1　（略）	3．3．1　（略）
（削る）	3．3．2　弱毒性試験 試験には，ワクチンに含まれるインフルエンザウイルスに対する抗体が検出されないフェレットを用いる．8～10週齢のフェレット3匹以上に，1匹当たり適当な濃度に希釈した試料1mLを経鼻接種して，3日間以上観察するとき，いずれの動物もインフルエンザ様症状を示してはならない．最終観察後，動物から鼻甲介及び肺でのウイルス感染価あるいは血清を用いた抗体価を測定するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．２　（略）	３．３．３　（略）	本試験の結果として示される総たん白質に対するヒト正常免疫グロブリンＧの割合は98％以上であり，かつ，検体１mL中の含量は，表示量の90～110％でなければならない．
３．４　（略）	３．４　（略）	３．２　免疫グロブリンＧ重合物否定試験
（略）	（略）	一般試験法免疫グロブリンＧ重合物否定試験又はその他のサイズ排除クロマトグラフィーにより試験する．分析参照品又は分析参照品と同等の溶出位置を示す標準物質の溶出位置に基づきピークを定めるとき，二量体より大きな重合物の量は4.0％以下，凝集体の量は1.0％以下，単量体と二量体の量の和は90.0％以上でなければならない．
pH４処理酸性人免疫グロブリン	pH４処理酸性人免疫グロブリン	３．３～３．６　（略）
１　（略）	１　（略）	（削る）
２　製法	２　製　法	４　その他
２．１　原血漿	２．１　原　血　漿	４．１　（略）
（略）	（略）	（略）
２．２　原画分	２．２　原　画　分	本試験の結果として示される総たん白質に対するヒト正常免疫グロブリンＧの割合は98％以上であり，かつ，検体１mL中の含量は，表示量の90～110％でなければならない．
免疫抗体を変質させることなく，かつ，肝炎ウイルスその他の病原微生物を可及的に除去できる適当な方法によって原血漿を分画し，免疫グロブリンＧ画分を集める．この画分について，pH４処理，限外ろ過及び透析ろ過等の必要な操作を行い，これを原画分とする．	免疫抗体を変質させることがなく，かつ，肝炎ウイルスその他の病原微生物を可及的に除去できる適当な方法によって原血漿を分画し，免疫グロブリンＧ画分を集める．この画分について，pH４の条件下で透析及び限外ろ過の操作を行い，これを原画分とする．	３．３　免疫グロブリンＧ重合物否定試験
２．３　（略）	２．３　（略）	一般試験法免疫グロブリンＧ重合物否定試験を準用して試験する．分析参照品又は分析参照品と同等の溶出位置を示す標準物質の溶出位置に基づきピークを定めるとき，二量体より大きな重合物の量は4.0％以下，凝集体の量は1.0％以下，単量体と二量体の量の和は90.0％以上でなければならない．
３　小分製品の試験	３　小分製品の試験	３．４～３．７　（略）
（削る）	３．１　pH試験	４　有効期間
	一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．なお，必要に応じて検体を生理食塩液で適切に希釈する．	有効期間は，承認された期間とする．
３．１　免疫グロブリンＧ含量試験	３．２　免疫グロブリンＧ含量試験	５　そ　の　他
一般試験法のセルロースアセテート膜電気泳動試験法を準用して試験すること又はアガロースゲル電気泳動法若しくはキャピラリー電気泳動法により試験することにより，総たん白質に対するヒト正常免疫グロブリンＧの割合を測定する．	一般試験法のセルロースアセテート膜電気泳動試験法を準用して試験すること又はアガロースゲル電気泳動法により試験することにより，総たん白質に対するヒト正常免疫グロブリンＧの割合を測定する．	５．１　（略）
また，一般試験法のたん白窒素定量法を準用して試験することにより，たん白質量を測定する，又は日本薬局方のたん白質定量法の方法７（窒素測定法）の操作法Ｂを準用して試験することにより求めた総窒素量から，適当な支持体を用いてクロマトグラフ法により求めた添加剤由来の窒素量を除くことにより，たん白質量を算出する．	また，一般試験法のたん白窒素定量法を準用して試験することにより，たん白質量を測定する，又は日本薬局方のたん白質定量法の方法７（窒素測定法）の操作法Ｂを準用して試験することにより求めた総窒素量から，適当な支持体を用いてクロマトグラフ法により求めた添加剤由来の窒素量を除くことにより，たん白質量を算出する．	（略）

○厚生労働省告示第二百六号

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第六十条第一項の規定に基づき，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月二十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
２　検定基準	２　検定基準
生物学的製剤	生物学的製剤
（略）	（略）
pH４処理酸性人免疫グロブリン	pH４処理酸性人免疫グロブリン
生物学的製剤基準のpH４処理酸性人免疫グロブリンの条の3.6に規定する試験法によるものとする。	生物学的製剤基準のpH４処理酸性人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。
（略）	（略）

その他告示

○法務省告示第百九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年七月二十三日　法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属　鈴木　啓文

○農林水産省告示第千百五十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年七月二十三日　農林水産大臣　小泉進次郎

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31084号 令和７年７月23日	Allium fistulosum L.	夏（なつ）もえか	25	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和２年12月24日
第31085号 令和７年７月23日	〃	やまひこ	〃	山口県 山口県山口市滝町１番１号 中原採種場株式会社 福岡県福岡市博多区那珂５丁目９―25	令和３年５月11日
第31086号 令和７年７月23日	Begonia x tuberhybrida Voss	INBGSDORED	〃	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地１	令和５年２月21日
第31087号 令和７年７月23日	〃	INBGBLIPIN	〃	〃	〃
第31088号 令和７年７月23日	〃	INBGSDOCRE	〃	〃	〃
第31089号 令和７年７月23日	Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.	Rubens	〃	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	令和３年９月16日
第31090号 令和７年７月23日	Citrus unshiu Marcow.	島（しま）ゆたか	30	大内隆治 愛媛県松山市饒443番地 加美豊 愛媛県松山市中須賀３丁目７―12	令和３年11月22日
第31091号 令和７年７月23日	Limonium Mill.	BFマリン	25	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	令和３年５月６日
第31092号 令和７年７月23日	〃	ヒルディアティフ	〃	HilverdaFlorist B. V. Dwarsweg 15, 1424PL De Kwakel, The Netherlands	令和３年６月15日
第31093号 令和７年７月23日	〃	STE10	〃	Petrus Theodorus van Steijn Rembrandtlaan 32, 2215 CL Voorhout, The Netherlands	令和３年９月16日
第31094号 令和７年７月23日	〃	飛雲（ひうん）	〃	ティー・エス・メリクロン株式会社 山梨県北杜市小淵沢町8098	〃
第31095号 令和７年７月23日	〃	謳歌（おうか）	〃	〃	〃
第31096号 令和７年７月23日	Malus Mill.	紅（べに）つるぎ	30	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和６年３月19日
第31097号 令和７年７月23日	Prunus mume Siebold & Zucc.	翠豊（すいほう）	〃	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通１番地	令和３年６月29日
第31098号 令和７年７月23日	Rosa L.	レイワプリンセス	〃	渡部泰蔵 秋田県横手市大雄字三村395	令和２年12月21日

第31099号 令和７年７月23日	Solanum lycopersicum L.	福井1826号	25	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	令和２年７月16日
第31100号 令和７年７月23日	〃	福井1832号	〃	〃	〃
第31101号 令和７年７月23日	〃	MKS-T133	〃	ヴィルモランみかど株式会社 千葉県千葉市緑区大野台一丁目４番11号	令和２年８月13日
第31102号 令和７年７月23日	〃	ハル-08-13	〃	株式会社ハルディン 千葉県印西市竹袋470―４	令和３年３月４日
第31103号 令和７年７月23日	Torenia L.	NRS WRP	〃	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	令和５年８月10日
第31104号 令和７年７月23日	〃	NRS WB	〃	〃	〃
第31105号 令和７年７月23日	〃	NRS WSP	〃	〃	〃
第31106号 令和７年７月23日	Vaccinium L.	ROYALROCIO	30	ROYAL BERRIES S. L. Carretera de Almonte-El Rocio Km. 24,2-21730 Almonte, Huelva, Spain	平成24年４月23日
第31107号 令和７年７月23日	〃	CORONA	〃	〃	〃

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31084号 令和７年７月23日	Allium fistulosum L.	夏もえか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31085号 令和７年７月23日	〃	やまひこ	山口県 山口県山口市滝町１番１号 中原採種場株式会社 福岡県福岡市博多区那珂５丁目９―25	〃	〃
第31089号 令和７年７月23日	Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.	Rubens	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	〃	〃
第31090号 令和７年７月23日	Citrus unshiu Marcow.	島ゆたか	大内隆治 愛媛県松山市饒443番地 加美豊 愛媛県松山市中須賀３丁目７―12	〃	〃

第31091号 令和７年７月23日	Limonium Mill.	BFマリン	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	〃	〃
第31092号 令和７年７月23日	〃	ヒルディアティフ	HilverdaFlorist B. V. Dwarsweg 15, 1424PL De Kwakel, The Netherlands	〃	〃
第31093号 令和７年７月23日	〃	STE10	Petrus Theodorus van Steijn Rembrandtlaan 32, 2215 CL Voorhout, The Netherlands	〃	〃
第31096号 令和７年７月23日	Malus Mill.	紅（べに）つるぎ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31097号 令和７年７月23日	Prunus mume Siebold & Zucc.	翠豊（すいほう）	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通１番地	〃	〃
第31099号 令和７年７月23日	Solanum lycopersicum L.	福井1826号（ふくいごう）	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	〃	〃
第31100号 令和７年７月23日	〃	福井1832号（ふくいごう）	〃	〃	〃
第31102号 令和７年７月23日	〃	ハル-08-13	株式会社ハルディン 千葉県印西市竹袋470―４	ベトナム社会主義共和国	〃
第31103号 令和７年７月23日	Torenia L.	NRS WRP	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１		
第31104号 令和７年７月23日	〃	NRS WB	〃	〃	〃
第31105号 令和７年７月23日	〃	NRS WSP	〃	〃	〃
第31106号 令和７年７月23日	Vaccinium L.	ROYALROCIO	ROYAL BERRIES S. L. Carretera de Almonte-El Rocio Km. 24,2-21730 Almonte, Huelva, Spain	〃	〃
第31107号 令和７年７月23日	〃	CORONA	〃	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31090号 令和７年７月23日	Citrus unshiu Marcow.	島（しま）ゆたか	大内隆治 愛媛県松山市饒443番地 加美豊 愛媛県松山市中須賀３丁目７―12	愛媛県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第千百五十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和七年七月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、六五〇、九〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六二二、一〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二五四、七〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三八二、五〇〇円

人事異動

内　閣

法務事務次官　　川原　隆司
検事
検事長に任命する（各通）
検事長　　山田　利行
同　　齋藤　隆博
願に依り本官を免ずる（各通）（以上七月十七日）
（最高検察庁検事）検事　　中村　孝
（同）同　　竹内　努
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（七月十八日）　　春名　茂

警　察　庁

（カジノ管理委員会事務局長）　　川原　隆司
内閣府事務官
警視監に任命する　　坂口　拓也
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）警視監　　坂口　拓也
辞職を承認する
（警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長）　　服部　準
警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課暴力団排除対策官事務取扱を命ずる（以上七月一日）

法　務　省

検事長
東京高等検察庁検事長に補する　　川原　隆司
倫理監督官を免ずる
（名古屋高等検察庁検事長）検事長　　菊池　浩
大阪高等検察庁検事長に補する
（福岡高等検察庁検事長）同　　松本　裕
名古屋高等検察庁検事長に補する
（札幌高等検察庁検事長）同　　山本真千子
福岡高等検察庁検事長に補する
検事長　　山田　利行
札幌高等検察庁検事長に補する
（最高検察庁検事法務省刑事局長）検事　　森本　宏
法務事務次官に任命する
倫理監督官を命ずる
（最高検察庁検事法務省大臣官房長）同　　佐藤　淳
法務省刑事局長に充てる
障害者雇用推進者を免ずる
（最高検察庁検事出入国在留管理庁次長）同　　杉山　徳明
法務省大臣官房長に充てる
障害者雇用推進者を命ずる
（最高検察庁検事）同　　内藤惣一郎
出入国在留管理庁次長に充てる
（最高検察庁検事法務省大臣官房付法務省大臣官房政策立案総括審議官）同　　上原　龍
法務省大臣官房付に充てることを解く
法務省大臣官房政策立案総括審議官に充てることを解く
（最高検察庁刑事部長）同　　松下　裕子
横浜地方検察庁検事正に配置換する
（東京地方検察庁次席検事）同　　新河　隆志
最高検察庁検事に配置換する
最高検察庁刑事部長を命ずる
（広島高等検察庁次席検事兼法務総合研究所広島支所長）同　　市川　宏
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所広島支所長の併任を解除する
（那覇地方検察庁検事正兼福岡高等検察庁那覇支部長）同　　白井　智之
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所広島支所長に併任する
福岡高等検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁総務部長）同　　福原　道雄
那覇地方検察庁検事正に配置換する
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる
福岡高等検察庁那覇支部長を命ずる
（最高検察庁検事法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）同　　中村　功一
東京高等検察庁検事に配置換する
東京高等検察庁総務部長を命ずる
（仙台高等検察庁次席検事兼法務総合研究所仙台支所長）同　　吉川　崇
最高検察庁検事に配置換する
法務省保護局長に充てる
法務総合研究所仙台支所長の併任を解除する
（大分地方検察庁検事正）同　　児玉　陽介
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所仙台支所長に併任する
（横浜地方検察庁次席検事）同　　塩澤　健一
大分地方検察庁検事正に配置換する
（東京地方検察庁総務部長）同　　久家　健志
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁次席検事を命ずる
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房会計課長）同　　村松　秀樹
法務省大臣官房付に充てる
かねて法務省大臣官房政策立案総括審議官に充てる
（東京高等検察庁検事法務省民事局総務課長）同　　藤田　正人
法務省大臣官房会計課長に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　　神渡　史仁
法務省大臣官房司法法制部司法法制課長に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事法務省民事局民事第二課長）同　　大谷　太
法務省民事局総務課長に充てる
（東京高等検察庁検事法務省民事局参事官）同　　北村　治樹
法務省民事局民事第二課長に充てる
（東京地方検察庁検事法務省民事局付）同　　伊賀　和幸
かねて法務省民事局参事官に充てる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局刑事課長）同　　大塚　雄毅
法務省刑事局総務課長に充てる
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房司法法制部司法法制課長）同　　早渕　宏毅
法務省刑事局刑事課長に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　　片山　真人
法務省刑事局国際刑事管理官に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事法務省刑事局国際刑事管理官）同　　渡部　直希
法務省刑事局国際刑事管理官に充てることを解く
（新潟地方検察庁次席検事）同　　中本　次昭
東京高等検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事法務省刑事局総務課長）同　　是木　誠
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁総務部長を命ずる
（さいたま地方検察庁検事）同　　水上　嘉寛
新潟地方検察庁検事に配置換する
新潟地方検察庁次席検事を命ずる
（栃木刑務所長）法務事務官　　飛鳥　雅子
法務省大臣官房公文書監理官に昇任させる
（法務省保護局総務課長）同　　滝田　裕士
法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に昇任させる
（法務省大臣官房公文書監理官）同　　日笠　和彦
法務省矯正局長に昇任させる
（法務省保護局更生保護振興課長）同　　南元　英夫
法務省保護局総務課長に配置換する
（法務省保護局参事官）同　　石川　祐介
法務省保護局更生保護振興課長に配置換する
（法務省保護局更生保護振興課保護調査官）同　　守谷　哲毅
法務省保護局参事官に昇任させる
（中国矯正管区成人矯正部長）同　　川野　道史
関東矯正管区成人矯正部長に配置換する
（北海道矯正管区成人矯正部長）同　　喜多　延行
中国矯正管区成人矯正部長に配置換する
（関東矯正管区成人矯正部長）同　　五十嵐定一
栃木刑務所長に転任させる
（法務省保護局長）同　　押切　久遠
辞職を承認する（以上七月十七日）
（東京高等裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　　坂本　三郎
検事一級（最高検察庁検事）に任命する
法務省訟務局長に充てる
（最高検察庁検事法務省大臣官房司法法制部長）検事　　松井　信憲
法務省民事局長に充てる
（東京高等検察庁検事法務省民事局民事法制管理官）同　　竹林　俊憲
法務省大臣官房審議官（民事局担当）に充てる
（最高検察庁検事法務省大臣官房審議官（民事局担当））同　　内野　宗揮
法務省大臣官房司法法制部長に充てる
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房参事官）同　　笹井　朋昭
法務省民事局民事法制管理官に充てる　　川出　敏裕
司法試験委員会委員に任命する　　沖野　眞已
司法試験委員会委員を免ずる（以上七月十八日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　釜村　健太
東京簡易裁判所判事に補する

同　浜口　紗織
半田簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事補　雨宮　竜太
同　小橋陽一郎
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補に補する
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（各通）（以上七月十六日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月十七日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アメリカ合衆国特命全権大使ジョージ・グラスの信任状捧呈式を行われた。

七月十七日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ドミニカ共和国特命全権大使エドワード・アニバル・ペレス・レジェスの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

七月十七日午後三時三十分、宮中において、検事長川原隆司及び同山田利行の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十三日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十六号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
宿市東方字馬場ノ上三〇番一から同市東方字馬場ノ上二五番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合におけるき被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年七月二十四日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

鳥取労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成27年鳥取労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年７月23日　鳥取労働局長　山下　禎博

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)　男子既製洋服のまとめの業務　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額
背広上衣	袖付け裏まつり		１枚につき　127円
	袖口裏まつり		１枚（28センチメートル×２）につき　64円
	見返し７ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき　57円
	ベンツまつり		１か所（６センチメートル）につき　13円
	背裾まつり		１枚につき　40円
	袖開きまつり		１枚につき　17円
	襟折り返し裏まつり		１枚につき　17円
	背裏鎖止め		１か所につき　17円
	肩裏まつり		１枚につき　40円
	袖裏星入れ		１枚につき　32円
	ベンツ止め		１か所につき　５円
	カード付け		カード１枚につき　９円
	糸くず取り		１枚につき　64円
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	１本につき　17円
		わたり部について行うもの	１本につき　25円
	ボタン付け		１個につき　９円
	腰裏後端まつり		１本につき　９円
	糸くず取り		１本につき　25円

(2)　婦人既製洋服のまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　11円
	裾まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　17円

	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき	20円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、２つ穴	１組につき	22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき	８円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル（ベルト通しループを除く）	１か所につき	11円
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	１か所につき	６円
	肩パット付け	部分止め	１組につき	28円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	１枚につき	37円
	糸くず取り		１枚につき	17円
スカート	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき	11円
	裾まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき	17円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき	20円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき	24円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき	８円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル（ベルト通しループを除く）	１か所につき	８円
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	１か所につき	６円
	糸くず取り		１枚につき	17円
ブラウス	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき	11円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき	８円
	糸くず取り		１枚につき	16円

4　効力発生の日　令和７年８月22日

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０４６号
東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
清算株式会社　株式会社グローバル・メディカルラボ
代表清算人　山名　徳雄
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１３号
東京都練馬区春日町６丁目９番14号
清算株式会社　王光カラー株式会社
１　決定年月日　令和７年７月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１号
（本店所在地）和歌山県紀の川市打田131番地の37
清算株式会社　株式会社なだいコーポレーション
代表清算人　灘井　寿夫
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０１９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目43―１
清算株式会社　オースディ株式会社
代表清算人　横瀧　尚弘
１　決定年月日　令和７年７月９日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、株式会社ルートスタイルを除く各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月十五日
掲載頁　一四〇頁（号外第七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　八十六頁（号外第一三二号）

令和七年七月二十三日
東京都千代田区神田神保町一丁目一番地
（甲）株式会社三省堂書店
代表取締役　亀井　崇雄
東京都文京区白山二丁目二一番七号
（乙）株式会社三省堂ブックポート
代表取締役　亀井　崇雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月十五日

掲載頁　一三七頁（号外第七号）

令和七年七月二十三日

東京都豊島区東池袋四丁目二一番一号アウルタワー三階

（甲）株式会社ラストワンマイル

代表取締役　渡辺　誠

東京都豊島区東池袋四丁目二一番一号

（乙）ＣＩＴＶ光株式会社

代表取締役　木村　壮伯

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一二九頁（号外第一五一号）

令和七年七月二十三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番三号

（甲）株式会社ビー・エム・エル

代表取締役　近藤　健介

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番三号

（乙）株式会社ＢＭＬライフサイエンス・ホールディングス

代表取締役　小日向清隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

名古屋市名東区本郷二丁目一二七番地アトラスタワー本郷駅前二三〇五号

（甲）合同会社ＭＥプロパティー

代表社員　法身　栄治

名古屋市名東区本郷二丁目一二七番地アトラスタワー本郷駅前二三〇五号

（乙）合同会社Ｎｅｏ

代表社員　法身　栄治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　九十五頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　八十八頁（号外第一六三号）

令和七年七月二十三日

大阪市浪速区湊町一丁目二番三号マルイト難波ビル

（甲）マルイト株式会社

代表取締役　木下　勝弘

大阪市浪速区湊町一丁目二番三号マルイト難波ビル

（乙）株式会社山王ホールディングス

代表取締役　木下　勝弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

兵庫県三木市志染町東自由が丘三―三七六

（甲）合同会社エムスリーエデュケーション

代表社員　安藤　優子

東京都品川区北品川一―一―一五北品川二一ビル三Ｆ

（乙）合同会社エムシックスファイナンス

代表社員　井上　真吾

徳島県鳴門市大麻町大谷字久原七五番地一

（丙）合同会社エムセブンマーケティング

代表社員　斉藤　智敦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＰＥＮＴＡＸライフケア事業部（日本国内の内視鏡事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月二十三日

東京都昭島市つつじが丘一丁目一番一一〇号

（甲）ＰＥＮＴＡＸ Ｍｅｄｉｃａｌ合同会社

代表社員　ＨＯＹＡ株式会社

職務執行者　松井　和人

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号

（乙）ＨＯＹＡ株式会社

代表執行役　池田英一郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＡＬＳＯＫファシリティーズ株式会社（乙、住所東京都千代田区四番町四番地二ＢＡＮビル三階）に対して、セキュリティ事業、エコロジー事業、ファシリティオペレーション事業およびグリーンファシリティ事業に関して有する権利義務を承継させることといたしました。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.fujitsu.com/jp/group/fho/

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　九頁

令和七年七月二十三日

川崎市中原区下小田中二丁目一二番五号

富士通ホーム＆オフィスサービス株式会社

代表取締役　髙須　恵一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ユニゾン・ファシリティーリンクス（住所東京都新宿区荒木町一三番三五号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年九月三十日

掲載頁　一三二頁（号外第二二八号）

令和七年七月二十三日

東京都新宿区荒木町一三番三五号

株式会社メディアフォース

代表取締役　加藤　健吾

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年七月二十三日

北海道深川市納内町字納内六一六九番地

農事組合法人旭農場

理事　岡田　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

東京都台東区台東四丁目一八番四号

合同会社凛屋

代表社員　南　義成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

東京都板橋区南常盤台一丁目一一番六号レファ南常盤台一〇一号室

Ｆｕｊｉ ｖａｃａｔｉｏｎ合同会社

代表社員　藤原　徳子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

川崎市宮前区小台二丁目一〇番地九メルベーユ宮前平一〇二　合同会社ＬＡＮＤ

代表社員　大木　貴博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、柘植タクシー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月二十三日

三重県伊賀市柘植町二一一番地

柘植タクシー合資会社

代表社員　福嶋　ます

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年９月７日であり、組織変更後の商号はＯＭｓｔｙｌｅ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月二十三日

沖縄県島尻郡久米島町字儀間一一七番地

合同会社大道

代表社員　大道　敦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年８月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社与那原交通とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月二十三日

沖縄県島尻郡与那原町字与那原五番地の五

合名会社与那原交通

代表社員　伊集　浩

効力発生日変更公告

当社は、令和７年７月二十八日予定の吸収合併の効力発生日を令和７年８月十五日に変更いたしましたので公告します。

令和７年７月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二階　合同会社Ｇｏｏｄｅｓｔ

代表社員　永嶋　章弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十九万円減少し一万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年９月７日であり、株主総会の決議は、令和７年７月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月二十五日

掲載頁　四十八頁（号外第一四三号）

令和７年７月二十三日

茨城県結城郡八千代町大字菅谷六七七番地の四　株式会社マネージメントサポート

代表取締役　伊佐間正道

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千五百万円減少し、減少する資本金の額のうち、一億一千六万四千円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年１月十六日

掲載頁　二頁

令和７年７月二十三日

東京都新宿区市谷本村町一番一号

株式会社ベター・プレイス

代表取締役　森本　新兒

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月二十三日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号シルスフィア会計事務所内

千葉稲毛合同会社

代表社員　エーブイピーファイブ・チバ・キタ・フォー・エスジー・ホールディング・ピーティーイー・エルティーディー

職務執行者　稲葉　孝史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月二十三日

東京都港区南青山三―三―二六Ｓｔａ―ｂｌｄ．二Ｆ

株式会社ＭＡＩＳＯＮ　ＺＡＸ

代表取締役　金澤　唯

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千六百四万四千八百円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年８月二十五日であり、株主総会の決議は、令和７年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://bankey.jp

令和７年７月二十三日

東京都千代田区西神田二丁目一―八―一二Ｆ

株式会社ＢＡＮＫＥＹ

代表取締役　阪本　善彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千万一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

株式会社ＲＡホールディングス

代表取締役　仁井　茂樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千六百六十三万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号四階

株式会社清和アセット

代表取締役　三鬼紘太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千七十一万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月二十三日

東京都渋谷区神宮前六丁目二八番五号宮崎ビルＡ―六〇二

ＫＮＤ企業総合支援合同会社

代表社員　株式会社ＪＩＮ人財サポート

職務執行者　多田　憶尋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年７月二十三日

富山県黒部市荻生五二九七番地

有限会社はなと

代表取締役　花當　準二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億六千四十九万円（ただし、本公告掲載日以降令和７年八月二十四日までに払込みが行われる当社の新株発行及び同日までに行われる新株予約権の行使により増加する資本金の額が二億三千五百四十九万円を下回る場合は、当該下回る額を控除した金額）、資本準備金の額を六億七千八百八十五万六千三百二十四円（ただし、本公告掲載日以降令和７年八月二十四日までに払込みが行われる当社の新株発行及び同日までに行われる新株予約権の行使により増加する資本準備金の額が二億三千五百四十九万円を下回る場合は、当該下回る額を控除した金額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月一日

掲載頁　一七一頁（号外第一五〇号）

令和７年７月二十三日

東京都港区浜松町一丁目一〇番一一号

ジェイファーマ株式会社

代表取締役社長　吉武　益広

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千九百五十万円、資本準備金の額を四億二千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター八階

ブルースカイ総合開発株式会社

代表取締役　上原　美樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千二万五千円、資本準備金の額を一億九千四百九十七万五千円減少し、それぞれ二千万円、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

本橋建設ホールディングス株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇億七五〇〇万円、資本準備金の額を一〇億七五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　六十頁（号外第一五九号）

令和七年七月二十三日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三一番一号

ティーエムディー・フリクション・ジャパン株式会社

代表取締役　デイヴィッド・ベインズ

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月二十三日

熊本県熊本市西区春日三丁目一五番六〇号

ＪＲ熊本白川ビル四階　株式会社ローカル

代表取締役　吉永　安宏

保険業の廃止の公告

当社は、令和七年五月二十六日開催の株主総会の決議により少額短期保険業者を解散することとし、同株主総会決議について令和七年六月三十日、内閣総理大臣の認可を受けて、その効力が発生いたしました。

少額短期保険業者の解散がされた後についても、当社との保険契約に基づき保険金の請求をされる方は、各保険契約の消滅時効完成までに当社に対し保険金請求のお申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは、消滅時効が完成したものとして取り扱います。

以上、保険業法百五十四条の規定により公告いたします。

令和七年七月二十三日

静岡県沼津市大塚一四一番地

株式会社学校安全共済会

代表清算人　鈴木　克彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/om4_tmk/

令和七年七月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

オーエム４特定目的会社

取締役　三品　貴仙

取消公告

令和七年六月十三日（号外第一三一号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和七年七月二十三日

大阪市浪速区日本橋三丁目一番二一号

（甲）株式会社福山商事

代表取締役　福山　高

大阪市天王寺区石ケ辻町七番一三号

（乙）株式会社袴田カンテラフーズ

代表取締役　福山　直人

大阪市中央区上汐二丁目三番五号

（丙）株式会社フレスカ

代表取締役　福山　直人

正　誤

令和六年三月十五日（号外第五十八号）こども家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二ページ改正前欄一行目から三ページ一行目までは次のとおりの誤り。

一　指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第１（１の注７を除く。）、第３、第４及び第５により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１（１の注７に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

［号を加える。］

三ページ改正前欄二行目から四行目までは次のとおりの誤り。

二　前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

一〇〇ページ改正前欄一行目から八行目までは次のとおりの誤り。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第１の１（注５から注７までを除く。）、２及び４から11までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１の１（注５から注７までに限る。）及び３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

［二　同上］